



平成31年4月22日
内閣府沖縄総合事務局

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

新天皇の御即位にあたり平成31年4月1日に新元号「令和」が公表されました。

改元日の5月1日以降に当課より交付する船員手帳及び許可書につきましては原則として新元号の「令和」を用いますが、改元前の平成31年4月30日までに交付されるものについては、有効期限が5月以降の日付であっても引き続き「平成」を用います。

4月30日までに当課より交付のありました船員手帳及び許可書などで、「平成」と標記した日付につきましては、法律上の効果は何ら変わることはありませんので、「令和」に読み替えていただきますよう、ご理解と協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 新城・田本
TEL 098-866-1838 (直通)